

財務省WAN回線提供 一式 調達仕様書(案)に対する意見及び回答一覧

| 番号 | 対象 | 頁 | 項目番号 | | | | | | | 該当箇所 | | 修正案 | 意見内容 | | 対応可否 | 対応内容・理由 | |
|----|--------------------------|----|------|----|----|-----|---------|--|--|-------------|---------------|---|---|---|---|---------|--|
| | | | 章 | 節 | | | | | | 項目番号(事業者記載) | 調達仕様書(案) 該当部分 | | 理由・質問 | | | | |
| 1 | 調達仕様書 | 11 | 4 | 1 | 4 | (1) | | | | | | 第4章 作業の実施内容 第1節 設計・構築業務 4 機器等の設置場所等の調整・確定 (1) 現地調査の実施 | 作業届提出後の届出内容の変更は、後述「第5章第1節2(1) 設計・構築業務」のプロジェクト管理者、設計・構築グループ(財務省本省WAN)の設計・構築管理者又は設計・構築グループ(財務局WAN)の設計・構築管理者からのみ受け付けることとする。 | 作業届提出後の届出内容の変更は、後述「第5章第1節2(1) 設計・構築業務」のプロジェクト管理者、設計・構築グループ(財務省本省WAN)の設計・構築管理者又は設計・構築グループ(財務局WAN)の設計・構築管理者からのみ受け付けることとする。事前に承認を受けていれば設計・構築管理者以外の受け付けも可とする。 | 作業届変更について設計・構築管理者からのみの受付とございますが、管理者1名でしょうか？エリアによって複数の管理者を配置しその管理者からの提出もご承認いただきたいと考えております。 | × | 作業届提出後の届出内容の変更となるため、プロジェクト管理者、設計・構築グループ(財務省本省WAN)の設計・構築管理者又は設計・構築グループ(財務局WAN)の設計・構築管理者からのみ受け付けることとしています。 なお、各グループの管理者について、1名での対応が難しい場合には、複数名での対応も可とするが、必ず、代表者を1名設定することとしています。 |
| 2 | 調達仕様書 | 16 | 4 | 1 | 6 | (1) | ア | | | | | 第4章 作業の実施内容 第1節 設計・構築業務 6 情報システムの移行 | 「別添資料5 拠点情報一覧(財務省WAN)」に示す東日本データセンター及び西日本データセンターにおいては、初期費用(システム受け入れ費用等)、及びネットワーク機器を設置した日から運用・サービス提供業務の開始日までの期間の月額費用(ラック提供サービス費用等)が必要となることから、受注者にて負担すること。 | | 当該費用が提案予定事業者に毎に差分が生じないよう、貴省経由で見積を取得、もしくは貴省側で金額のご確認を頂くことは可能でしょうか。当該金額で競争の公平性が妨げられないことがないようお取り計らい頂きたいと存じます。 | × | 初期費用(システム受け入れ費用等)、ネットワーク機器を設置した日から運用・サービス提供業務の開始日までの期間の月額費用(ラック提供サービス費用等)等については、応札事業者にてご確認いただくことを想定しています。 |
| 3 | 調達仕様書 | 18 | 4 | 1 | 6 | (1) | イ | | | | | 第4章 作業の実施内容 第1節 設計・構築業務 6 情報システムの移行 (1) 事前準備作業の実施 イ テスト | 受注者は、移行計画書、移行手順書等に基づき、回線の敷設、ケーブルの敷設、データ通信端末の配布(財務局WANのみ)、ネットワーク機器の搬入及び設置、設定情報の投入、性能検証等、回線の開通に係る作業に対し、動作確認テストを実施すること。 | 二 | 「性能検証等」のテストはどのような内容及び期間をご要望でしょうか。設計・開発費用の検討のため、明確な指標があればご教示願います。 | — | 各WANルータの処理性能に関する要件は「本調達にて提供する回線容量の通信について、未処理となるものがないように処理できる処理性能を有すること。なお、QoS実装時も処理できること。」としており、「性能検証等」のテストについては、この要件を満たすことを確認するためのテストを想定しています。また、「性能検証等」のテスト期間については、ご提案をお願いします。 |
| 4 | 調達仕様書 | 19 | 4 | 1 | 6 | | | | | | | 第4章 作業の実施内容 第1節 設計・構築業務 6 情報システムの移行 | | | 財務省本省WANと財務局WANの切替も一斉との理解でしょうか？ | — | 財務省本省WANと財務局WANは、それぞれ一斉切替するものとご理解ください。 |
| 5 | 調達仕様書 | 29 | 4 | 2 | 3 | (3) | | | | | | 第4章 作業の実施内容 第2節 運用・サービス提供業務 3 定常時の対応 (3) 業務実施支援 | 以下に示す「イ」及び「ウ」については、閉庁日及び閉庁日の業務時間外の時間帯で実施するよう指示することがあるため、受注者は、PJMO の求めに応じて、これに対応すること。 | 二 | 閉庁日及び閉庁日の業務時間外の業務実施支援作業について、どの程度の頻度を想定すればよろしいでしょうか。運用費用の検討のためご教示願います。 | ○ | 「イ 設定・変更作業」について、調達仕様書「第4章第2節3(3)」の「ス 行政LANに関する作業」及び「セ 財務局LANに関する作業」をご確認願います。 また、「ウ データ通信端末に関する支援(財務局WANのみ)」について、ご意見を踏まえ、以下の要件(下線部を追記)とします。 (3)業務実施支援 以下に示す「イ」及び「ウ(ア)E 障害発生時の一次切り分け」等については、閉庁日及び閉庁日の業務時間外の時間帯で実施するよう指示することがあるため、受注者は、PJMO の求めに応じて、協議のうえ、これに対応すること。 |
| 6 | 調達仕様書 | 35 | 4 | 2 | 5 | | | | | | | 第4章 作業の実施内容 第2節 運用・サービス提供業務 5 大規模災害等発生時の対応 | 財務省業務継続計画、財務省業務継続計画(風水害等版)等に基づき、機器の貸与等の支援要請を行う場合があるため、これに協力すること。 | 二 | 「財務省業務継続計画(風水害等版)」(令和2年6月25日)について貴省ホームページ等から探し出すことができませんでした。恐れ入りますが掲載場所をご教示いただけますでしょうか。 | ○ | ご意見を踏まえ、調達仕様書「第10章第3節1 事業者が閲覧できる資料一覧表」に、以下の資料を追加します。 閲覧資料20 財務省業務継続計画(風水害等版) |
| 7 | 調達仕様書 | 36 | 4 | 2 | 10 | | | | | | | 第2節 運用・サービス提供業務 10 ネットワーク機器、敷設したケーブル等の撤去等 | データ通信端末(財務局WANのみ)については、PJMO が指定する拠点にて回収すること | | 指定いただく拠点は1ヶ所でしょうか？また、その拠点への端末発送は利用者にて対応いただく想定でしょうか？費用算出に係る為のご質問となります。 | ○ | ご意見を踏まえ、以下の要件(下線部を追記)とします。 データ通信端末(財務局WANのみ)については、前述「表1-4-1 データ通信端末の配布情報一覧」に示す拠点にて回収すること。 |
| 8 | 調達仕様書 | 59 | 6 | 5 | 3 | | | | | | | 第6章 作業の実施に当たっての遵守事項 第5節 その他文書、標準への準拠 3 その他 | ○ 財務省業務継続計画(風水害等版) | 二 | 「財務省業務継続計画(風水害等版)」(令和2年6月25日)について貴省ホームページ等から探し出すことができませんでした。恐れ入りますが掲載場所をご教示いただけますでしょうか。 | ○ | ご意見を踏まえ、調達仕様書「第10章第3節1 事業者が閲覧できる資料一覧表」に、以下の資料を追加します。 閲覧資料20 財務省業務継続計画(風水害等版) |
| 9 | 別冊2 要件定義書 (財務局WAN) | 18 | 4 | 11 | 4 | (2) | エ (ア) G | | | | | 別冊2 要件定義書(財務局WAN) エ モバイル回線 | G モバイル網からIP-VPN 網(財務局WAN1)への接続に当たっては、データ通信端末3,200 式が遅延なく利用可能な回線容量を確保すること。 | | モバイル回線1回線あたりの利用想定通信量をご提示をお願いします。NW網側の受信帯域を設計する上で上記情報が必要となり、帯域によって大きく費用が変動する為。 | — | モバイル網からIP-VPN網(財務局WAN1)への接続後、原則として、東日本データセンター又は西日本データセンターとの通信が中心となります。このため、データ通信端末3,200式が同時に接続可能であることが要件であることを踏まえ、東日本データセンター及び西日本データセンターの回線容量を考慮した回線容量の確保をお願いします。 |